

大串ひろやす通信

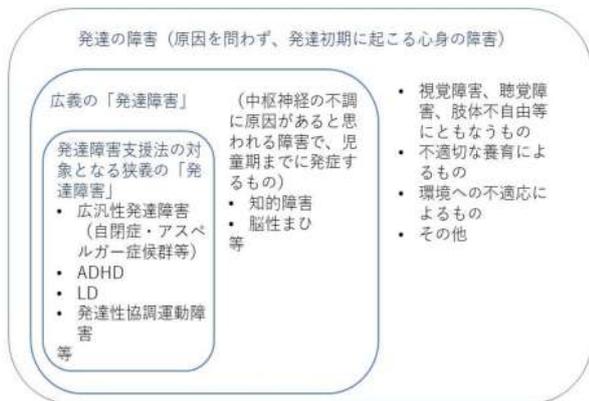
調査なくして発言なしとは公明党の
伝統です！会派の政務活動の成果を定例会ごと
通信として発行しています。読まれてのご意見、ご感想をお待ちしています！



ページ	コーナー	内容
1	トップページ	◇ 適応ではなく、この子らしく育てよう
2~3	本会議質問	◇ 保育・教育の質向上へ！
4	ちょっと教えて	◇ 国保保険料の急激な上昇を抑えるために緊急の予算要望を行う！
4	朗報	◇ 神田岩本町の区有地を活用した認可保育所の整備・運営事業者が決まる！
	コラム	① 周囲とのかかわりとは ② 二つの特別な配慮 ③ 子どもの権利条約第23条

適応ではなくこの子らしく育てよう

発達の障害と「発達障害」の概念



➤ の表は、発達の障害と「発達障害」
— の概念を図にしたものだ。療育とは、
障害のある子どもたちが、医療・訓練・
教育を通して子どもたちが抱えている困
難をできる限り克服し、持てる能力をよ
り有効に伸ばす専門スタッフによるアプ

ローチのことである。昭和女子大学教授
の石井正子氏は、乳幼児期に生じる障害
は補おうとする能力の発達が著しいこ
とから特別な配慮が必要と述べる。(コ
ラム2)全盲で生まれながら世界的なピ
アニストとなった辻井伸行氏は有名だ
が、そこまでになったのは母である辻
井いつ子さんのかかわり方にあったとい
う。盲目と告げられてより育児書を読
みあさったが、いずれも健常者の見え
る世界に適応させようとするものばか
りで失望したそう。そのような時、知
人の視覚障がい者の方からアドバイ
スを受ける。いつ子さんは「適応では
なくこの子らしく育てよう」と。(「の
ぶカンタービレ」より)「特別な配慮」
の良い例ではないだろうか。

保育、教育の質向上へ



平成29年第4回定例会本会議質問
世田谷区の「保育の質ガイドライン」を掲げて！

コラム1

「周囲とのかかわり」とは

田 熊美穂OECDシニア政策アナリストは「子育て施設の質には規制と周囲とのかかわりという2種類の視点がある。施設の広さや子ども一人当たりの職員数が規制の質にあたる。日本の認可保育園の場合、こうした規制は充実しているとされる。ただ、子どもと周りの職員や保護者とのかかわりも教育の質を左右」と述べる。（8月21日の日経新聞）田熊氏のいう「かかわり」とは具体的にはどうということなのだろう。この点、新潟大学准教授の世取山洋介氏が「子どもの権利条約と保育」という論文の中で述べていることが参考になる。「子どもの権利とは、子どもが、『ねえ、ねえ』と発する言葉に、大人が『なあーに』と答える人間関係をきちんとつくることです」と述べる。それは具体的には「①子どもの主体性を尊重し、②子どもがその欲求を満たしてもらえる大人との間の受容的で応答的な人間関係を保障し、そして③そのような関係を通して成長発達を現実のものにするということを意味しています。この三つのことは、子どもが大人になるまで子どもが成長発達するすべての場、すなわち家庭でも、保育園でも、幼稚園でも、学童保育でも、学校でもそして地域でも必要とされます」と。まさに子どもへの「かかわり」方ではないだろうか。そしてこの「かかわり」方が一昨年の保育所保育指針の0歳から3歳未満児の内容に新たに加えられたのだ。

1. 保育、教育の質について 区の方考え方を問う

問 乳幼児の保育・教育の質には、施設の広さや子ども一人あたりの職員数などの規制と子どもと周りの職員や保護者などのかかわりが関係する。つまり、規制と周囲とのかかわりという二つの視点が保育・教育の質向上には必要だということだ。この度の保育所保育指針の改定はこの子どもへのかかわり方が0歳から3歳児未満児の保育内容としてまるまる新たに書き加えられた。具体的には、①乳幼児の主体性の尊重、②受容的で応答的な関係、③そのような関係の中で成長発達があるとする3点である。（コラム1）そこで、この度の改定を受けて保育・教育の質について区の方考え方を問う。

答 〈子ども部長答弁・抜粋〉
来年度から施行される改定された保育所保育指針や幼稚園教育要領等の内容は、何よりも子どもの主体的な活動を援助する役割を担うことを明文化したもので日本の乳幼児の保育・教育にとって大変重要である。よって、保育・教育の質については、乳幼児の主体性を尊重すること、大人は乳幼児に対して受容的で応答的な関係を保つこと、またそのようなかかわりの中でこそ育つことと認識し、今後も質の確保に努めていく。

乳幼児の療育事業拡充を

2. さくらキッズの拡大 拡充を急げ!

3. 療育費用の無償化 を提案する!

問 千代田区での療育事業は、子ども発達センターさくらキッズで行っている。スタートは平成24年であり利用人数は年々約50人ずつ増えて現在292人となり一杯の状況である。現在のさくらキッズの規模では乳幼児の療育需要のすべてに対応することは困難であり、規模の拡充は喫緊の課題となっている。そこで、さくらキッズの拡大・拡充の検討状況はどうなっているのかを問う。

答 〈子ども部長答弁・抜粋〉
さくらキッズでは、子ども一人ひとりの状況に応じて指導を進めており、保護者の方と相談しながら利用調整を行っている。個別指導の枠を拡充したり、特に需要の多い言語療育の専門スタッフを増やすなどして対応している。さくらキッズの拡大については、需要のバランス、法内か法外で事業を拡大するのかなど、さまざまな課題があるが、増え続ける需要に対して確実な対応策を考えていく。

問 障害のある子どもたちの今と将来の幸せのために必要な療育を費用の心配なく受けられるよう、また負担の公平性の観点から民間事業者の療育サービスを使った際の療育費の無償化を提案する。所見は。(コラム3)

答 〈子ども部長答弁・抜粋〉
今後、民間事業者の療育サービスの負担の考え方については、保護者の負担軽減の観点から検討していく。

コラム2

二つの意味で特別な配慮が必要

昭 和女子大学教授の石井正子氏は「発達初期に生じる障害は二つの意味で特別な配慮が必要です。第一に、人間としての様々な能力の獲得過程で起こる障害ですからその影響は生涯にわたり、広範な影響を及ぼす可能性が高いといえます。第二に、心身の発達途上であるこの時期の人間は可塑性に富み、障害を補償し、環境に適応する能力の発達が著しい時期でもあるということです」(「乳幼児発達心理学」P.154)と述べている。専門用語もありちょっと難しいので石井先生に直接電話して上記のことについてどういうことなのかを聞いてみた。「『可塑性』に富み『障害を保障し』とは障害を補おうとする能力の発達が乳幼児期には著しいということです。だから障害があっても幸せに生きていけるといっています。またそのことを多くの方に知ってもらいたい」と説明いただいた。とても大事なことをお伺いできた。乳幼児の療育がいかに大切かということも理解できた。



ちょっと教えて



朗報



国保料の急激な上昇を抑えるため、緊急の予算要望を行う

神田岩本町の保育所整備運営事業者が省我会に！



神 田岩本町の区有地を活用した認可保育所を整備・運営する事業者が社会福祉法人省我会に決まりました。藤森平司氏が園長の「せいがこども園」を運営する法人です。藤森氏がかかわる認可保育所が千代田区にできることは保育・教育の質向上へ朗報です。多くのことを学んでいきたいと思えます！

コラム③

子どもの権利条約第23条

子 どもの権利条約の第23条は、障害のある子どもの権利と療育について書かれている。第1項は、障害のある子どもの人間らしく楽しく生活できるための条件として、「尊厳の確保」、「自立の促進」、「地域社会への積極的参加の助長」が必要であることを。続いて第2項では、特別なケアを権利として認め、第3項で、①障害のある子どもの特別なニーズを認めること、また②援助に要する費用は可能な限り無償で与えられることの2点を明確にしている。

鹿児島市では2007年（平成19年）の4月よりその療育にかかる費用を民間も含めてすべて無料としている。現在の市長は4期目で当初より「子育てするなら鹿児島市」を公約に掲げ子育て施策の充実に取り組んでこられたそう。療育費の無料化もその一環とのこと。大変すばらしいことだ。千代田区では、区で行う療育事業「さくらキッズ」は無料だが、やむを得ず民間の療育を使う場合も一割負担となっている。（低所得者は無料だが）障害のある子どもたちのために「子どもの権利条約」に謳われた通り療育費の無償化が急がれる！

平 成30年度から、国民健康保険は都が責任主体となる新たな制度となります。医療費水準や所得水準の高い区市町村が納付金を多く負担するようになり、千代田区においても保険料が上昇する見込みであることがわかりました。このような今般の制度改正に伴い、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための取組みを区に求めることとしました。平成30年度予算要望は公明党議員団としてすでに行なったところですが、追加として以下の項目について12月7日に緊急の予算要望を行いました。

(1) 国民健康保険

保険料の急激な上昇を緩和するために必要な予算措置を講じること

編集後記

前 号では児童福祉法の改正を、今回は保育所保育指針の改定を取り上げました。いずれも「子どもの権利条約」の精神が理念や内容として新たに記述されたのです。画期的なこととなりました。このことにより日

本の保育・教育そして療育は大きく変わっていくことでしょう。千代田区から少しずつでも実現していきたいと思えます。

大串ひろやす